

ワズオフィス社 労 士 事 務 所 / ワズライフコンパス  
マンスリーニュース

～ 2025 年 4 月 雇 用 保 険 関 連 の 変 更 な ど / 事 務 ト ピ ッ ク ス ～

2025 / 3 / 31 313 号

ワズオフィス社 労 士 事 務 所 ・ ワズライフコンパス株式会社 社 労 士 大 関 ひ ろ 美  
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



2025 年 4 月 から 雇 用 保 険 法 に 改 正 が あ り ま す 。 今 回 は 概 要 を お 伝 え し ま す 。

## I. 高年齢雇用継続給付の支給率変更

60 歳以上 65 歳未満の方が、60 歳到達時に比べて賃金が 75%未満に低下した場合に支給される高年齢雇用継続給付の支給率が、2025 年 4 月 1 日以降、賃金の 10%を上限とするよう変更されます。これまでの支給率は 15%でしたので、5%の引き下げとなります。65 歳までの雇用が義務化されて数年がたっていますので、この給付については今後も縮小されることが決まっています。

## II. 自己都合離職者の給付制限期間の短縮

雇用保険の被保険者が、自己都合で離職した場合の失業給付の給付制限期間が、現行の 2 ヶ月から 1 ヶ月に短縮されます。これにより、自己都合離職者も早期に失業給付を受け取ることが可能となります。

## III. 教育訓練給付の拡充

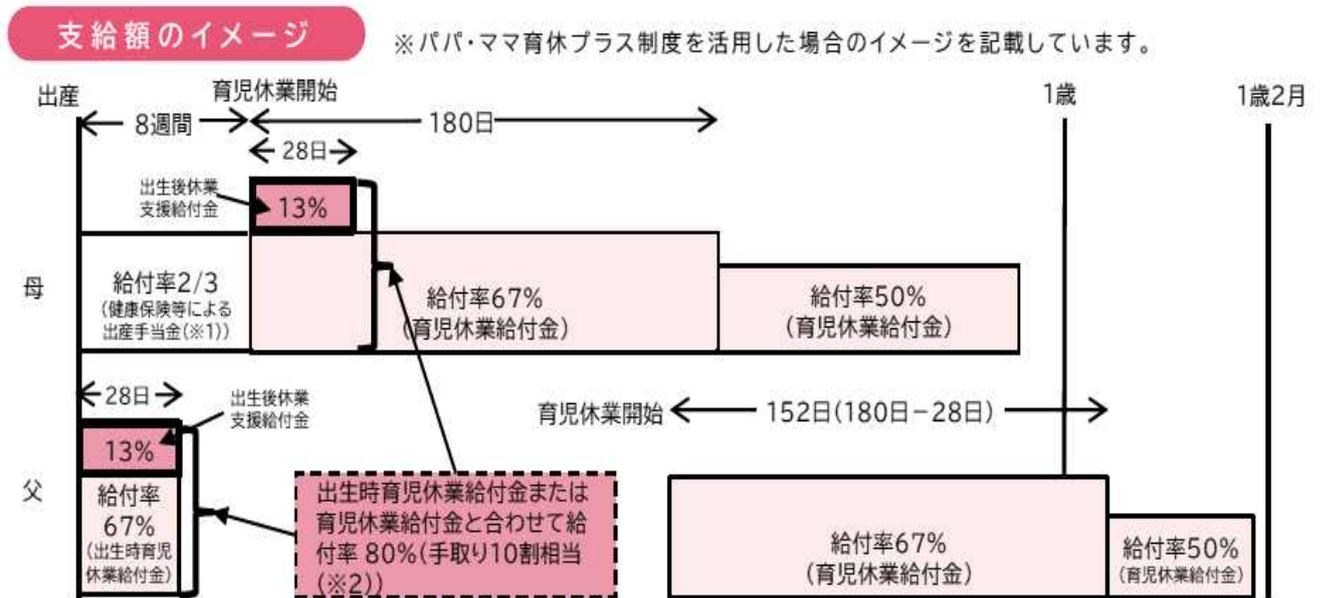
再就職やスキルアップを支援するため、教育訓練給付の給付率が引き上げられます。具体的には、受講費用の 70%から 80%への引き上げが予定されています。これにより、自己負担が軽減され、教育訓練を受けやすくなります。なお、給付の対象になる講座等には要件があります。

## IV. 育児休業関連の新設給付金

2025 年 4 月 1 日より、育児と仕事の両立を支援するため、以下の 2 つの給付金が新設されます。

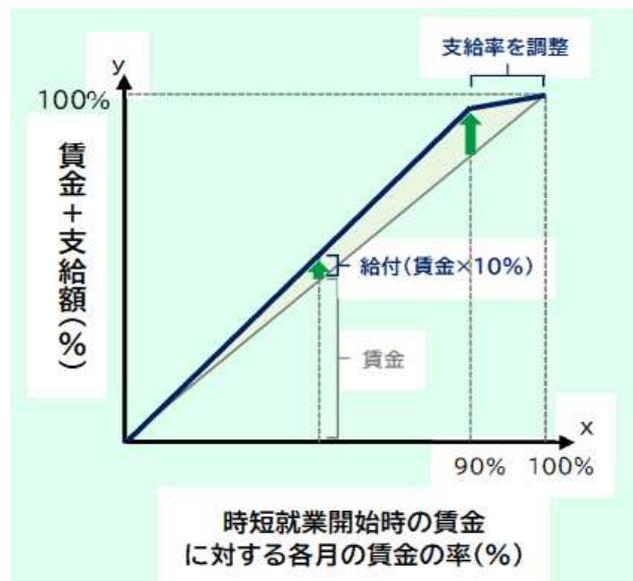
- ① **出生後休業支援給付金**：子の出生直後の一定期間に、両親ともに育児休業を取得した場合に支給される給付金です。具体的には、子の出生後 8 週間以内に、両親がそれぞれ通算 14 日以上の育児休業を取得し、一定の要件を満たす場合に、最大 28 日分が支給されます。支給額は、休業開始時賃金日額の 13%相当となります。

具体的にはこれまでの育児休業給付金の支給（67%）に出生後休業支援給付金（13%）が上乗せされて給付されますので、給付率が80%になります。支給額のイメージは次の通りです。濃いピンク色のところが新設される給付です。



(厚生労働省のページはこちら→[厚生労働省](#))

- ② **育児時短就業給付金**：2歳未満の子を養育するために、所定労働時間を短縮して就業し、賃金が低下した場合に支給される給付金です。支給額は、育児時短就業中の各月に支払われた賃金額の10%相当となります。ただし、支給額と各月の賃金額の合計が、育児時短就業開始時の賃金額を超えないように調整されます。給付には上限額や最低額の設定があります。2025年4月より前から短時間勤務をしていた人は2025年4月から給付の対象になります。(厚生労働省のページはこちら→[厚生労働省](#))



## V. 被保険者要件拡大の予定

2028年4月から雇用保険被保険者の対象になる範囲が拡大されます。週の所定労働時間が「20時間以上」から「10時間以上」に変更になります。調査によれば週の労働時間が10時間以上20時間未満の労働者は約506万人ということですので、この方々に雇用保険が適用されるようになるといわれています。

## Ⅲ. 4月の事務トピックス

社会保険料を翌月天引きにしている協会けんぽに加入している企業は、4月支給の給与から健康保険・介護保険料率の天引き変更をお願いします。4月は雇用保険料率の変更もありますので注意が必要です。